

平成 30 年度 監 査 計 画

1 基本方針

地方公共団体のガバナンスのあり方に関して、第31次地方制度調査会の答申を受け、平成29年6月に地方自治法が改正され、監査基準に基づく監査の実施などの監査制度の充実強化や内部統制体制の整備・運用などが盛り込まれたところである。

本市の監査基準については、現在、全国の都市監査委員で構成する全国都市監査委員会が策定した都市監査基準に準拠しているが、今後、国から示される指針を参考に検討を進め、新しい監査基準の策定を目指す。

次に、内部統制については、監査委員は、長が作成する内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査にあたって、内部統制体制の構築状況や有効性について自ら証拠を入手し、具体的証拠に裏付けられた知見に基づき実証的に審査を行って意見を付することにより報告書の信頼性・有効性を確認するものである。また、内部統制体制が適切に整備・運用されることにより、リスク*の高い分野に重点化して監査を実施し、より実効性を高めるなど、監査の一層の充実強化が期待されている。

このような状況を踏まえ、平成30年度は、以下の2点に重点を置いて監査を実施するものとする。

(1) 報告書の審査を念頭に置いた監査

平成32年の改正地方自治法の施行後に行う報告書の審査に向けて、監査の実施において、チェック体制が有効に機能しているかなど適正な事務執行の確保の状況について確認する。

(2) リスクを考慮した監査

今後、内部統制体制が整備・運用されることを見すえ、引き続き監査対象部局に係るリスクを把握し、その評価を行い、重要性が高いと判断される事項について重点的に調査を行うことにより、効率的・効果的な監査を実施する。

※ 本市に損害が発生したり市政への信頼が損なわれたりするなど組織目的の達成を阻害する要因。（例：公金の紛失、個人情報の漏えいなど）

2 実施予定の監査等の種類及び方針

(1) 定期監査

ア 財務監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産管理が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

イ 工事監査

工事及び委託の執行が適正に行われているか、高齢者、障害者等利用者の立場に立った施設が整備されているか等に留意し、設計図書の作成、積算、施工監理等が適切に行われているかを主眼として実施する。

(2) 行政監査

市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

(3) 随時監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行及び財産管理が、法令等の趣旨に沿って、日々適正に行われているかを主眼として実施する。特に、現金及び金券類等の出納保管事務について重点的に実施する。

(4) 財政援助団体等監査

出資団体、財政援助団体及び公の施設の管理を行っている団体の出納その他の事務の執行で市からの財政的援助等に係るものが、その目的等に沿って適正に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適正に行われているかを主眼として実施する。

(5) 決算審査

決算その他関係諸表等の計数が正確であるかを検証するとともに、本市各会計の予算の執行が適正に行われているか、公営企業における各事業の経営が経済性を発揮して行われているかを主眼として実施する。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるかを検証することを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率等の算定が適正に行われているかを主眼として実施する。

(8) 出納検査

会計管理者及び企業管理者が保有する現金の在り高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

平成 30 年度における監査等の対象、実施予定時期及び実施体制は、別表のとおりとする。

4 その他

前項に定める以外の事項については、実施のつど必要な事項を定める。

平成 30 年度監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

1 (1) 定期監査（財務監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
病院局	交通局	監査第一課 監査係
総務関係（市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局）	教育委員会（総務部、子ども応援委員会制度担当部、学校教育部、教育センター、学校、幼稚園）	監査第二課 監査第一係
健康福祉局（高齢福祉部）	子ども青少年局	監査第二課 監査第二係
区役所	—	特別監査室

注）総務関係、教育委員会、健康福祉局及び子ども青少年局については、区役所（教育委員会を除く。）及び財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

(2) 定期監査（工事監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
緑政土木局	上下水道局	工事監査室
子ども青少年局		
健康福祉局	住宅都市局	

注）緑政土木局、子ども青少年局、健康福祉局及び住宅都市局については、財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

(3) 随時監査

期 間 及 び 対 象	担 当
4 月～3 月	
（監査の実施の都度定める）	特別監査室

(4) 随時監査・行政監査

期 間 及 び 対 象	担 当
4 月～3 月	
テーマを決めて 2 か年で実施	特別監査室

2 財政援助団体等監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4月～9月	10月～3月	
【出資団体監査】		
名古屋埠頭（株）／＜市民経済局＞		特別監査室
（公財）名古屋市中小企業共済会／＜市民経済局＞		
（株）国際デザインセンター／＜市民経済局＞		
（公財）名古屋まちづくり公社／＜住宅都市局＞		
名古屋西部ソイルリサイクル（株）／＜緑政土木局＞		
（公財）名古屋市教育スポーツ協会／＜教育委員会＞		
【財政援助団体監査】		
名古屋商工協同組合協会／＜市民経済局＞		特別監査室
（一社）名古屋市歯科医師会／＜健康福祉局＞		
（公社）名古屋市老人クラブ連合会／＜健康福祉局＞		
（公社）名古屋市私立幼稚園協会／＜教育委員会＞		
【公の施設の指定管理者監査】		
—	（福）名古屋厚生会（名古屋市五条荘）／＜子ども青少年局＞	監査第二課 監査第二係
—	（公財）名古屋市千種母子福祉協会（名古屋市にじが丘荘）／＜子ども青少年局＞	
—	名古屋ユースクエア共同事業体（名古屋市青少年宿泊センター・名古屋市青少年交流プラザ）／＜子ども青少年局＞	

注）表中の略称は下記のとおり。

（一社）：一般社団法人 （株）：株式会社 （公財）：公益財団法人 （公社）：公益社団法人 （福）：社会福祉法人

3 決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査

期 間 及 び 対 象	担 当
6月～9月	
<p>○一般会計・特別会計決算審査</p> <p>○基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金)</p> <p>○健全化判断比率審査</p> <p>○資金不足比率審査 (市場及びと畜場特別会計、名古屋城天守閣特別会計、市街地再開発事業特別会計)</p>	<p>監査第二課 監査第一係 監査第二係</p> <p>(監査第一課監査係が 一部担当)</p>
<p>○公営企業会計決算審査</p> <p>○資金不足比率審査 (病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、自動車運送事業会計、高速度鉄道事業会計)</p>	<p>監査第一課 監査係</p>

4 出納検査

平成 30 年度出納検査実施日程

区分 対象月	一般会計等	公営企業会計		
		交通局	上下水道局	病院局
平成 30 年 4 月分	平成 30 年 6 月 26 日	平成 30 年 6 月 26 日午前	平成 30 年 6 月 26 日午後	平成 30 年 6 月 25 日午後
5 月分	7 月 10 日	7 月 19 日午前	7 月 19 日午後	7 月 20 日午後
6 月分	8 月 23 日	8 月 24 日午前	8 月 24 日午後	8 月 27 日午後
7 月分	9 月 26 日	9 月 25 日午前	9 月 25 日午後	9 月 26 日午後
8 月分	10 月 25 日	10 月 25 日午前	10 月 25 日午後	10 月 26 日午後
9 月分	11 月 27 日	11 月 27 日午前	11 月 27 日午後	11 月 26 日午後
10 月分	12 月 26 日	12 月 25 日午前	12 月 25 日午後	12 月 26 日午後
11 月分	平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年 1 月 24 日午前	平成 31 年 1 月 24 日午後	平成 31 年 1 月 25 日午後
12 月分	2 月 26 日	2 月 26 日午前	2 月 26 日午後	2 月 25 日午後
平成 31 年 1 月分	3 月 26 日	3 月 26 日午前	3 月 26 日午後	3 月 25 日午後
2 月分	4 月 25 日	4 月 25 日午前	4 月 25 日午後	4 月 26 日午後
3 月分	5 月 23 日	6 月 4 日午前	6 月 4 日午後	6 月 5 日午後

注) 区会計管理者の出納検査は 6 月～翌年 5 月の間に実施する。

対 象	担 当
一般・特別会計	監査第二課 監査第一係 監査第二係 特別監査室 (区会計管理者に係るものに限る)
公営企業会計	監査第一課 監査係